

令和4年5月26日

関係者各位

土曜日のビジター様キャンセル料について

標記の件、令和4年5月26日に開催された第95回理事会に於いて、土曜日のビジター様キャンセル料について下記の通り決議されましたのでお知らせ致します。

記

1. 組合せについてはプレー日を含め8日前までに当倶楽部にご連絡下さい。

(例：プレーが土曜日の場合、1週間前の土曜日 18:00 まで)

2. プレー日を含め8日前までのキャンセル料は適用いたしません。

(例：プレーが土曜日の場合、1週間前の土曜日 18:00 まで)

3. 期日以降はいかなる理由に関わらず、ビジター様1名につき3,000円を申し受けます。

4. 請求先は受付時の予約代表者（会員）と致します。

5. 令和4年6月1日より適用と致します。

一般社団法人下関ゴルフ倶楽部

理 事 会